

平成30年9月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成30年9月27日(木)、28日(金)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 三瓶正栄 吉田英策 高野光二 高橋秀樹 長尾トモ子 満山喜一 佐藤憲保



山田平四郎委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…5件
 : 承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…1件
 : 議決不要…1件
 : 否 決…3件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

- (3) 請 願：採 択…1件
 : 不 採 択…2件

[※請願はこちら](#)

(9月27日(木) 総務部)

吉田英策委員

法定雇用率の問題について、代表質問で真摯な反省も含めた部長答弁があったが、どのように法定雇用率まで早急に引き上げるかが障がい者の就労の機会均等の確保には大切であるので、具体的な考えを聞く。

人事課長

法定雇用率達成への取り組みについて、現在、身体障がい者を対象とした期限の定めのない職員について明日まで応募を受け付けている。また、フルタイムで働くことが難しい人について、平成27年度に短時間勤務の期限付きの職員を募集したが、今回は期限の定めのないものと任期付きのものを募集しており、いずれも募集期間は明日まで、試験を11月5、6日に実施する予定である。能力を実証してもらい、多く採用に結びつけたい。

また、知的、精神障がい者についても、28年度から採用に向けて取り組んでおり、今後速やかに取り組んでいく。

吉田英策委員

法定雇用率2.5%に達するためには何人必要なのか。今説明のあった採用試験では、知事部局の採用予定数は6人程度とホームページで調べたが、法定雇用率にはまだ開きがある。今年度中の達成は難しいのか。そうであれば、2.5%の法定雇用率を達成するまでの道筋をどう考えているか。

人事課長

法定雇用率達成に不足する人数は、現時点で26名である。

期限の定めのない職員については6名だが、任期付きの短時間勤務職員は4名程度を募集している。

この辺を含めて今後検討し、知的、精神障がい者の雇用、その他何かできることがあるかどうかも含め、検討していきたい。

吉田英策委員

厚生労働省のガイドラインやいろいろな通知の関係で、今回、全国的に不足が明らかになったが、解消時期の期限はあるのか。

人事課長

厚生労働省は特に期限を指定していないが、現時点で法定雇用率が下回っているのは確かであるため、速やかに解消する必要があると認識している。

吉田英策委員

速やかな解消を目指して取り組みを強めてほしいし、期限なしの6人、任期付きの4人ではやはり不十分であるため、法定雇用率を満たすに十分な採用を緊急に行う必要があることを意見として申し述べる。

今回の請願と意見書案としても出されている所得税法第56条の扱いについて、県の認識を聞く。この56条は、事業主の配偶者、親族が事業に従事した際に支払う対価を必要経費として算入しないととの条文で、白色申告の専従者控除では配偶者が86万円、配偶者以外は50万円までしか認めないというものである。配偶者や子供がほかで働けば200~300万円の年収になると思われ、家族の事業に従事した場合でも、最低でもそれと同程度の働き方になると思う。これによって、控除金額が低いために所得税が多く徴収されたり、事故などの場合の損害賠償の支払い対象額がこれで算定されたり、住宅ローンなどが組みづらいといったさまざまな不利益がある。県としては56条に基づく中小事業者の不利益をどのように考えるか。

税務課長

所得税法第56条の問題点は把握しているが、所得税は国の制度であるため、国で適正に検討されるものと考えている。

なお、青色申告制度であれば控除対象になるため、県としてはできるだけ青色申告へ移行願いたいと考えている。

吉田英策委員

確かに青色申告では一定の控除が認められているが、申告方法によって差別的な扱いをすることは法のもとでは許されないと思う。青色申告の場合も認められる経費は限定されているため、根本的には法第56条の規定自体が問題だと思っている。今、県内で中小企業が活躍することが原発事故からの復興に資すると思う。法第56条は国の法律とはいえ中小企業の重い足かせになっているのではないか。

税務課長

問題点は認識しているが、国の制度であるため、国で適正に検討するべきと考える。

吉田英策委員

法律ではあるが、私はこの法律が個人の尊重、法もとの平等や行政の平等に反すると思う。国連女性差別撤廃委員会からも見直しの勧告を受けている。政府答弁を見ても見直すと言明しているのだから、撤廃すべきだと思っている。

今回、委員会にも請願と意見書案が提出されているので、各委員への採択を呼びかけ、質問を終わる。

(9月27日(木) 危機管理部)

高野光二委員

和解について詳細な説明を求める。相手側の提訴取り下げに応じて県も取り下げたと理解するが、結果的には、機能を果たさなかったリアルタイム線量測定装置は不備があったのだから、契約解除については当然、損害請求するなども含めて相手が受け入れたとの解釈でよいか。

放射線監視室長

詳しい経過と和解の受け入れ条件等について、説明が舌足らずで申しわけなかった。県設置分の77式は平成26年度に購入し3月31日には設置が完了したが、27年度当初に稼働したところ、77式のうち33台分で電送されない、測定しても飛び飛びになってしまうふぐあいが出た。初めのうちは指示を出したり改善の見込みの報告を受けながら修繕の形で進めていたが、4月中旬になっても症状は収まらず、業者からの聞き取りでも改善の見込みが芳しくなかったため契約解除せざるを得ないとの判断に至った。それに対し業者は、機器の設置は行われているとして代金の支払いを求める提訴を行った。

これに関して県としても、機器の性能は要求を満たしておらず、改善の見込みもないと争ったが、裁判所から双方とも請求し合わないという和解案が示されたため、県としても100%ではないが和解妥当と判断し、受け入れることにした。

高野光二委員

リアルタイム線量計77台のうち33台がきちんとデータを送れなかったのだから、最終的に契約を解除したということか。そのためメーカーが県を訴え、県も係争してきたということであれば、本来そこに設置しておくべき線量計はどうなったのか。危機管理部の担当ではないかもしれないが、わかる範囲で聞く。

本来正常に機能すべきリアルタイム線量計がそこに存在しないため、地権者はその場所から早く撤収してほしいとの状況なのか。支払いを争うところだけは見えているが、そのような部分も含めて聞く。

放射線監視室長

設置機器がふぐあいでは使い物にならないため、県は翌年度以降に別途発注し、現在は後から設置したものと2台並列している状況であり、片側の係争している機器には計測していない旨の表示をしている。

裁判所から提示された和解案について、提訴した業者の機械についてはみずから設置したものであるが、所有権を放棄するとの条項を設け、代金も請求しないことを踏まえて、和解案を受け入れる。このため別表にある77式の測定について支障は出ていない。

高橋秀樹委員

関連質問である。内容は理解したが、2台並列で1台は使われておらず、相手が所有権を放棄したのであれば、今後の撤去は県が自己負担で行うのか。

放射線監視室長

委員指摘のとおり、県の責任で今後撤去を行っていく。

高橋秀樹委員

この会社に対し、77式について当時から支払いはしているのか。今後は予算化し、内容を知らせてもらえるとのことでよいか。

放射線監視室長

今後改めて予算化し、提示する予定である。

高野光二委員

危1 ページの旧原子力センター事前調査事業について、金額は353万6,000円で県の予算としてはそれほど大きな金額ではないが、この財源内訳が4つの項目に分かれている。2番目の原子力安全対策費補助金あたりが該当するのではないかと思うが、なぜ財源が4つあるのか。

危機管理課長

歳入の説明欄の福島再生加速化交付金等の交付金は、対応する歳出の累計額25億4,238万7,000円の財源内訳として記載されており、今回の353万6,000円は一般財源で計上している。これについては該当する交付金について財政当局とも調整したが、該当するものがなく、一般財源での計上としており、今後、求償についても検討していく。

吉田英策委員

リアルタイム線量計について、市町村での説明会が昨日の大玉村を含めて9カ所で実施されたが、初めに行われた只見町では反対意見が相次いだとの報告を受けている。只見町は、原発事故の後、新潟県の柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見を区長会が出した土地柄である。なぜそのような離れたところでも原発が心配なのかというと、万が一柏崎刈羽で事故があった場合、西風が吹いて只見町が汚染される心配があるためである。飯舘村や浪江町がそうであったように、そのような心配から区長会が対応しており、どこの地域であっても原発への不安は相当なものがあると思う。この間の9カ所のリアルタイム線量計の説明会で、どのような意見が出たのか概略を聞く。

放射線監視室長

私も只見町を皮切りに何カ所か住民の意見を聞いたが、一番大きいのは、今後何があるかわからない、あるいは、例えば只見町であれば、新潟県に隣接しているため柏崎刈羽の影響があるかもしれない、今後起こることに対して今設置してあるものをわざわざ撤去しなくてもよいだろうとの意見であった。また、もう既に県民生活の一部となって、毎日見て暮らしている、生活に密着したものであるため撤去しないでほしいとの意見が2番目に多く、そのほかには、予算ありきで仕事かと、規制庁の姿勢そのものをただす意見が多く出された。

これについては委員会等で何度も説明しているが、金や期限の問題ではなく、必要かつ十分なものをきちんと配置してほしいとの意見で県は今後とも国に対し要望していく。

吉田英策委員

今後の説明会の予定を聞いたところ、中島村、白河市、いわき市と二本松市は日程調整中とのことだったが、今現在で

ふえているか。

放射線監視室長

今後の予定でアナウンスされていないものについてだが、日程が公表されている市町村は委員指摘のとおり、中島村が本日、9月30日に白河市、いわき市が10月12～14日の3日間、その他規制庁から情報を得ている調整中の市町村は、二本松市、本宮市、国見町、天栄村、泉崎村等である。

吉田英策委員

既に生活の一部であり、予算ありきでなく継続して配置を求める声が多く、そうした声には十分に答える必要がある。まだ説明会開催の予定がない市町村でも開催が必要と思うが、市町村に対する指導や援助について県の考えを聞く。

放射線監視室長

市町村にもいろいろな考え方があり、アンケート調査等により初めから反対を表明している市町村では聞く必要がないというところもあるが、住民からの要請があれば国に来てもらい説明会を行うとの立場の市町村もあるため、市町村の要望に沿った形で、今後も説明会を実施するよう国に求めていく。

現在、先ほど説明した以上に進展している市町村がないため動きが見えないが、市町村の考えに沿って丁寧に対応するよう求めていく。

吉田英策委員

こうした声に応じてかどうか、来年度の概算要求について報道があったが、この間の住民説明会で要望しているのは、来年度だけでなく継続的な配置であるので、国に対しても県の意思として伝えてほしいが、どうか。

放射線監視室長

県民、市町村の意見にきちんと対応してほしいというのが、県の変わらない姿勢であり、今後も市町村や住民の意見をきちんと聞いた上で丁寧に応えるよう求めていく。

吉田英策委員

よろしく願う。

トリチウム水の件について、先日富岡町、郡山市、東京都でも公聴会が開かれ、そこでの意見は海洋放出反対、タンク保管継続との声が多かった。私も代表質問で県漁連会長の言葉を引用したが、会場の多数意見はタンク保管の継続だと思う。

それを受けて、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の委員長である名古屋学芸大学副学長がタンクでの長期保管の可能性も含めて今後検討すると述べたとマスコミで報道された。これについて県は確認しているか。

原子力安全対策課長

8月末に県内2カ所と東京都の計3カ所で公聴会が開かれ、そのとき5つの処理案が示されていたが、多くの意見の中に引き続き大型タンクで長期保管すべきとの新たな提案がなされた公聴会だった。その後委員長から、新たに出された保管についても考える必要があるという趣旨の発言があったと承知している。

現在担当が把握していることは、新聞等でも掲載されていた10月1日にこのトリチウム水小委員会が開かれる予定とのことで、その中で議題として取り扱うとの連絡はまだ聞いていないが、10月1日の小委員会では、3回行われた公聴会と

135件の書面での意見を総括し、一つ一つに関して委員の意見を求めて議論を深めていくと聞いている。

吉田英策委員

先ほど小委員会が10月1日に行われるとの説明があったが、多数の意見が寄せられ、小委員長も言及したタンク保管について可能性を含めて検討するとの話もある。議題になるかどうかの情報はるか。

原子力安全対策課長

現在、資源エネルギー庁から得ている議題は、説明公聴会での意見を議論するという総括的なものであるが、意見の中にはタンクの話や、ほかの処分方法に対する意見もあったことから、それらが議論のテーマになると聞いている。

吉田英策委員

タンク保管は県民、参加者の圧倒的多数の意見であるため、ぜひ議題にするよう県としても意見を述べてほしい。

防潮堤について、新聞報道で、北海道沖にマグニチュード9クラスの地震が切迫しているとの評価を受けて、東京電力が福島第一原発に600mの防潮堤を築くとあった。海拔8.5mの敷地の上に、想定する津波はそれより1.8m高いとのことで、防潮堤を10mクラスで想定することだが、東日本大震災では15mクラスの津波が押し寄せてきた。それと比べても、東京電力が想定する防潮堤の高さは不十分ではないか。

東京電力は水密性を確保して、中のものは流れず、汚染された滞留水も流れないとの判断だと思うが、やはり東日本大震災クラスの津波も十分想定するべきである。県はどう考えるか。東京電力に15m以上の津波を想定した十分な防潮堤の建設を申し入れるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

東京電力では、今回千島海溝地震を想定しており、そこで想定される津波の高さが福島第一原発近辺で10～11mである。

現在廃炉が進められている福島第一原発で特に危険なのは、8.5m盤にある原子炉建屋である。その中にはまだ取り除かれていない使用済み燃料や熔融燃料等が存在している。そういったところに、千島海溝地震によって水が入り、それが引き波によって海に持っていかれることを防ぐため、切迫したその状況を回避するために防潮堤を築く考えが示された。

廃炉作業が進められている状況なので、何よりも廃炉作業への影響を可能な限り小さくしなければならず、そのためにできるだけ早く防潮堤を完成させなければならない。加えて、さらに高い波が押し寄せることを想定した場合、水密性を高める、すなわち熔融燃料とつながっている開口部を塞いだり、中に含まれている汚染水が海のほうへ引き出されないように対応することで、喫緊の状況を回避したいと聞いている。

吉田英策委員

想定が不十分ではないか。東京電力は2014年に最大の津波の高さを26mと想定した。今後の廃炉作業の安全確保対策として、それと比べても今回の10m規模の想定では非常に不十分である。廃炉作業は今後40年にわたって続くのだから、しっかりした防潮堤を建設していかなければならない。そのような点でぜひ東京電力に申し入れてほしい。

原子力安全対策課長

先日の本会議での部長答弁のとおり、そういった高い波も考えながら対策をとらなければならないと考えている。

ただ、千島海溝地震の切迫性が高く、まずは廃炉を安全に進めることが優先されるので、できるだけ早期に防潮堤をつくりたいとの考えである。ただ、開口部を塞ぐなどの対策について、着実にしかも安全、確実に行われる必要が重層的な対策として求められているため、県としてはしっかりと監視し、着実に作業を進めるよう求めていく。

高野光二委員

今回の北海道胆振東部地震等も含めて、消防防災ヘリやDMAT派遣などの応援までの時間について、本県では隣県との協力体制として、東北部と茨城地域北部と連携をとっていると思う。そのような連携もとりながら、防災ヘリを被災地に送る体制づくりやDMATの派遣について、今回はどのようなスケジュールであったか。

また、厚真町に対する事務的な職員派遣や炊き出し等の支援は少し後のスケジュールだと思うが、本県への要請と、それにどう応えたかというタイムスケジュールをぜひ知りたいので、委員長の計らいで資料の提出と説明を願いたい。この場ではわかる範囲での説明を求める。

災害対策課長

消防防災ヘリについては、消防庁が担当する緊急消防援助隊の航空小隊としての位置づけがあり、出動要請は消防庁から指示が来る流れになっている。北海道庁が広域応援の依頼を消防庁に申し入れ、どこの部隊を出すかは消防庁で差配し、それから本県に対して出動の指示が来る形である。

具体的には、消防庁から連絡があり、7時29分に消防ヘリが出動している。依頼については確認できないが、それ以前の6時台に連絡があったと聞いている。

また、DMATについては厚生労働省のスキームとなっており、DMAT本部が直接、県立医科大学等のDMAT調整本部に連絡すると聞いている。DMATは9月6～21日まで、医大病院等の医師、看護師チームが5チーム派遣された。

さらに、9月7～11日が医大、12～15日が日本赤十字社福島県支部で、DMATを動かすDMATロジスティックチーム、いわゆる本部で采配を振るうチーム各1チームが厚生労働省からの要請によって、北海道で活動したと聞いている。

高野光二委員

概略がわかったので、指示系統や環境など、直接県にかかわる部分でなくても、このような動きであったと資料で示してほしい。委員長の計らいを願う。

山田平四郎委員長

資料提出は可能か。

災害対策課長

可能である。

山田平四郎委員長

提出願う。

三瓶正栄委員

9月2日に田村市で総合防災訓練があったが、知事初め関係機関の労を多とする。地元でも大変よかったとの声を聞き、大成功だったと思う。これは持ち回りで浜、中、会津で実施されているのか。

災害対策課長

総合防災訓練は、各市の持ち回りで実施している。来年度については、いわき市を想定している。

三瓶正栄委員

きょうの説明で、10月20、21日にふくしま防災フェアが実施されるとのことだが、会津若松市のどこで行われるのか。

災害対策課長

ふくしま防災フェアは会津若松市の体育館を中心とし、会津ブランドものづくりフェアとの同時開催である。これまで、昨年は南相馬市のJA祭り、一昨年は福島市の四季の里で同時開催し、防災目的でない方にも防災に触れてもらえるよう開催している。ふくしま防災フェアは日本赤十字社福島県支部との協定に基づいた具現化ということで、防災意識の高揚を目的に3年間で実施している。今年度で一旦終了するが、次年度以降はどのような形の取り組みがよいか、日本赤十字社福島県支部と検討しながら対応していきたい。

三瓶正栄委員

今回初めて参加したが、中高校生の保護者から、将来消防士になりたいとの話を聞かせてもらった。大変意義のある訓練だったと思う。これからも試行錯誤しながら、しっかり対応してほしい。

(9月28日(金) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

説明では薬学と畜産の人材確保が難しいとのことだが、どのような理由か。薬学も畜産も専門の技術者であるが、県に就職するよりも民間企業のほうが処遇がよいということか。県ではどのように捉えているか。

採用給与課長

薬剤師、畜産の人材確保について、薬剤師に関しては民間の調剤薬局等の採用が多く、処遇面でもかなり差があるため集まりにくい。

これに対し、当局としては保健福祉部と協力して大学訪問を行い、行政薬剤師の業務内容や魅力を紹介しながら確保に努めている。来年度に向けて、大学訪問等をさらに強化して人材確保に努めていく。

吉田英策委員

処遇改善は一般の県職員との関係があるので難しい部分もあるだろうが、改善の検討はしているのか。

採用給与課長

給与については、検討できることはしていきたいが、均衡の原則により国や他の都道府県との均衡を考慮する必要があるため、今後の課題である。

(9月28日(金) 出納局)

吉田英策委員

県公金の管理について、金融情勢に留意しながら確実な運用に努めるとのことだが、どのような運用をしているのか詳しく聞く。

出納総務課長

県公金は大きく分けて、歳計現金と基金現金の2つがある。

歳計現金については、各部局から定期的に報告される収入支出計画に基づき、日々の支払いに充てる資金に不足がないよう管理している。その上で、当面支払い予定のない余裕資金について、会計管理者が資金管理計画を定めて定期性預金、主に大口定期預金や譲渡性預金などにより、确实有利な運用に努めている。

基金現金については、各基金管理権者の依頼を受けて複数の基金現金を一括して預金するなど、効率的な運用に努めている。

吉田英策委員

運用に当たって、金融市場の変動によって運用資金が減るリスクも当然あると思うが、それについてはどう考えるか。

出納総務課長

運用については、日本銀行のマイナス金利政策が導入されて以来、金利がかなり下がっている。国債の利回りも下がっているため、現在、歳計現金については預金だけの運用になっている。昔は国債や地方債を運用していたが、現在は行っていない。

基金については、各基金管理権者から依頼を受けて運用しているものについては一括して預金運用をしている。それ以外に各基金管理権者の判断で債券運用しているところもある。

高野光二委員

資金運用についてはわかりにくい部分があるが、非常に低金利な状況の中で、県の財政状況の報告書を見ると極めて良好な状況にあるのは、基金などの財源がかなりあるためだと思う。日々の経常的なものは長期的には預けないが、県が財源として保有するものはかなりの金額であると思うので、運用のあり方は非常に重要なポイントである。現在の金融状況で一番有利な方法を選択していると思うが、説明が聞き取れなかったため、わかりやすい説明を求める。

出納総務課長

公金の運用は安全が第一であり、その上で効率的に行うとの方針である。

震災以来、復興関連事業が増加し、基金現金が大変伸びている。歳計現金については波があるため長期運用はできない状況である。以前は債券で運用していたが、マイナス金利の影響で国債などは運用できないため、預金で運用している。預金の中でも利率の高い譲渡性預金で運用しており、利率は0.015%である。そのほかに大口定期預金が0.01%で運用している。

また、財政課で所管している減債基金は、財政課の判断により地方債でも運用している。

高野光二委員

現在は金利が大変低いため、マイナスにならないよう管理に努めてほしい。

入札について、特殊なものなら随意契約もあると思うが、一般的には競争入札であり、競争入札の際に競争相手がなくて1者しか残らなかった場合でも落札とみなされるのか、差し支えない範囲で説明願う。

入札用度課長

制度については総務部の所管であるが、当局で入札執行をしているため、わかる範囲で説明する。工事について、条件付き一般競争入札の場合は、公告により誰でも見ることができ、入札参加要件を満たせば誰でも参加できるため、結果として1者入札であったとしても競争性は確保されているものと判断し、そのまま入札を続行する制度となっている。

長尾トモ子委員

会計事務において組織的なチェックが必要とのことだが、どのように指導しているのか。

審査課長

組織的なチェック体制については、具体的にはチェック体制と担当者任せにしないことの2点が重要と考えている。管理職向けの研修において、具体的な事例に基づいたケーススタディーによりチェックポイントを指導している。

また、支払いの漏れや忘れについても担当者任せにならないよう、定期的な支払いがあるもののリストを執行機関に作成させており、決裁権者が支払調書を決裁した際にリストに日付を入れてチェックすることになっている。支出調書が回ってこない場合に担当者に声かけをして処理漏れを防ぐことを、管理監督者や各執行機関に対し指導している。

長尾トモ子委員

職員は異動によりかわるし、個人差もあると思う。全てがプロではないので、出納局の指導が大切である。しっかり取り組むようお願い。

(9月28日(金) 監査委員事務局)

吉田英策委員

今の説明で、前渡資金の精算について適正を欠く事例があり改善を求めたとのことだが、その内容と改善を求めた結果について説明願う。

普通会計監査課長

前渡資金精算の内容は、交際費の常時資金として受け入れた前渡資金について、通常は口座に入れて管理し、支出した際に翌月10日までに精算手続をとることになっているが、年度末の精算の際、支出権者に戻すべきところを戻さないまま決算を迎えてしまったものである。事後にその是正として、残額を雑入として処理した。

吉田英策委員

件数と、金額は幾らか。

普通会計監査課長

1件、金額は9,632円である。

吉田英策委員

局長説明に内部統制の整備に努めることについて知事に意見を提出したとあるが、内部統制の整備とは具体的にどのようなことか。

普通会計監査課長

昨年度地方自治法が改正になった。知事は内部統制に関する基本方針を作成し、平成32年度からそれに基づき取り組みを実施し、その取り組みを評価して報告書にまとめ、監査委員の審査に付した後に、議会に報告する内容である。

条文上は、内部統制の表現はないが、知事が所掌する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保する規定になっており、きちんとコントロールできているかが内部統制だとされている。

(9月28日(金) 議会事務局)

佐藤憲保委員

議会事務局だけの話ではないが、議長室や議場入り口などの議会管理スペースに掛かっている絵画について、作者名、取得時期、掲示時期などの管理は定期的に行っているのか。備品台帳はあるのか。

総務課長

備品は備品台帳で管理しており、定期的に掲示する作品については、その都度検討している。掲示していない作品は書庫に保管している。

佐藤憲保委員

応接室と秘書系のスペースに須田洪中の絵が掲示してあるが、備品台帳を確認したところ「須田 中」と記載されていた。当時、洪が外字のため印字できなかったのだと思う。わかる人なら「洪中」と想定できるが、いずれわからなくなる。台帳には昭和25年とあるが、どのような経緯で議会に来たのかも不明である。

あのような絵画は、一度掲示すると何十年も掲示したままである。一定期間で入れかえるルールをつくらないと、誰も注目せず管理もしなくなってしまう。これらの絵画も県の財産であり、須田洪中は須賀川市出身の大変な画家である。25年に取得とあるので、恐らく本人から寄贈されたと思うが、そのようなことに無関心になると備品台帳と絵が合っているのかすらわからなくなるおそれがある。議会だけでなく執行部の管理機関と点検し、どれだけの財産を管理しているのか、今後どうするのかを検討する必要があるのではないか。要望とする。